



令和2年12月18日
住宅局建築指導課

指定確認検査機関等の処分について

本日（12月18日）、国土交通大臣から指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項に基づき、監督命令を行いましたので、お知らせいたします。

また、法第77条の62第2項に基づき、令和2年12月17日に関東地方整備局長から上記処分に関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧ください。

※指定確認検査機関

建築基準法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

（問い合わせ先）

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築安全調査室 小川、畑中、村上
電話：03-5253-8111（39540、39541、39565）、03-5253-8933（直通）
FAX：03-5253-1630

ビューローベリタスジャパン株式会社（国土交通大臣指定第 13 号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃ごすという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善及び審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 3 年 1 月 15 日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分手由の概要】

茨城県内の 1 件の建築物に係る計画の確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、以下のことを見逃ごし、法に適合しない建築計画に対し機関として確認済証を交付した。

- ・ 法第 35 条の 2 の規定に基づく建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 6 号）による改正前の建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条第 5 項の規定に適合しないこと（第 128 条の 3 の 2 に規定する居室の天井の室内に面する部分を準不燃材料等の仕上げとしていなかった）

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 神西 浩孝（登録番号：第 3000614 号）

処分日 令和 2 年 12 月 17 日

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止 1 月（令和 3 年 1 月 18 日から令和 3 年 2 月 17 日まで）

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。